

八王子市甲の原体育館指定管理者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部の所管する公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市甲の原体育館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、八王子市甲の原体育館の指定管理者の選定に関する次に掲げる事項を所掌する。

- 1 応募書類の審査、評価に関すること。
- 2 候補者の選定に関すること。
- 3 その他

(任期)

第3条 委員の任期は、専任の日から指定管理者の選定が終わる日までとする。

(構成)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第5条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 八王子市「会議の公開に関する指針」第5の非公開事項に該当するため、選定委員会の会議は非公開とする。ただし、選定過程の透明性を確保するため、選定委員会開催後、議事要旨を公開する。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に選定を行わなければならない。

- 2 委員は直接又は間接を問わず、審査事案に関する提案等に参画してはならない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、八王子市教育委員会又は選定委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は生涯学習スポーツ部スポーツ振興課において処理する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って決める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

別表

学識経験を有する者	利用者を代表する者	健康福祉部高齢者・障害者担当部長
生涯学習スポーツ部長		